



使用済みのエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の処分方法のご紹介 ～ What's 家電リサイクル? ～

これから年末商戦や大掃除の季節を迎えるに当たり、家電製品の買替えや処分をお考えの方々に向けて、「家電リサイクル制度」をご紹介します。

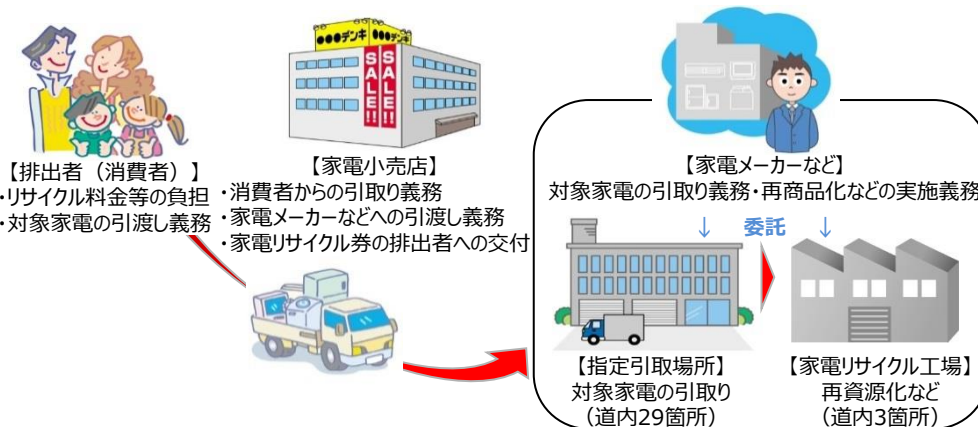
○そもそも・・・家電リサイクルとは？

家電リサイクルは、資源が乏しい日本において、家電の処分に当たり、資源を再利用せずに廃棄している状況を改善するため、法律に基づく制度として平成13年に始まりました。

対象家電は、①エアコン、②テレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機の4種類で、業務用の電器製品は、家庭で使用している場合であっても家電リサイクルの対象にはなりません。

○引取りは、どこに依頼すれば良いの？

物置の奥から古いテレビが出てきた・・・そんな時、どのように処分すれば良いでしょうか？
対象家電を処分する場合は、①その家電を購入した販売店 または ②新しく購入し、買替えを行う販売店 に引取りを依頼できます。
これらの店には引取義務があるため、原則、引取りを拒むことができません。
対象家電の販売店には、実店舗が無いインターネット販売店や通信販売会社、中古販売を行うリサイクル（正しくは、リユース）ショップもすべて同じルールになります。
引取り先が見つからない場合は、お住まいの市町村へご相談下さい。



○リサイクル料金と収集・運搬料金

販売店に引取りを依頼する場合は、リサイクル料金と収集・運搬料金を支払う必要があります。リサイクル料金は、家電のメーカーや輸入業者等が毎年度定めており、メーカー、種類、大きさにより様々ですが、地域により料金が違うことはありません。

収集・運搬料金は、自宅等からの搬出や指定引取場所（メーカー等が用意した再資源化のための中継場所）までの運搬代金で、販売店ごとに定めています。買替え時の依頼は、安くなる場合があります。収集・運搬料金は店頭などへ掲示することになっています。

対象家電の引取りを行った販売店は、必ず家電リサイクル券の「排出者控」を排出者に渡すことになっています。本控に記載の「お問い合わせ管理番号」により、引渡した家電が指定引取場所に到達したことを確認できます。「排出者控」を交付しない業者は、不法投棄等不適正な処理を行う可能性がありますので、交付の有無を確認して下さい。

○道内の家電から回収されたもの

指定引取場所に集められた対象家電は、道内の家電リサイクル工場に運ばれ、資源の選別・回収が行われます。昨年度は、鉄等の金属や樹脂など約15,000tの資源を回収したほか、温室効果換算で156,700tのCO2に相当するフロンガス等を回収しました。

リサイクル工場親子見学バスツアーを毎年開催しています

経済産業省北海道経済産業局では、小学生とその保護者を対象とした上記バスツアーを毎年開催しています。今年は、「家電リサイクル対象家電」のリサイクル工場と、「びん・缶・ペットボトル」のリサイクル工場巡りを、夏休みの自由研究向けに企画し、リサイクル（再資源化）の現場を体感していただきました。

【写真は工場見学とテレビの解体体験の様子】



「エネルギーシンポジウム2017 in 札幌」を開催します

経済産業省北海道経済産業局では、日本のエネルギーの現状や将来の姿、化石エネルギーや再生可能エネルギー、原子力等のエネルギーミックスに対する理解を深めていただくためのシンポジウムを開催します。

本シンポジウムでは、我が国のエネルギー政策の最新動向や、ドイツのエネルギー事情に関する講演のほか、「これからのエネルギーを考える」をテーマにパネルディスカッションを行います。

○開催概要

【日時】平成29年12月1日（金）13:30～16:40（13:00開場）

【場所】京王プラザホテル札幌 地下1階プラザホール 【定員】150名（参加無料）

【プログラム】

◆基調講演1：我が国エネルギー政策の最新動向

講師：経済産業省資源エネルギー庁 資源エネルギー政策統括調整官 小澤 典明

◆基調講演2：報道されないドイツのエネルギー事情

講師：作家 川口マーン恵美 氏

◆パネルディスカッション：これからのエネルギーを考える

<パネリスト>

作家 川口マーン恵美 氏

(一社)札幌青年会議所理事長/平岸ハイヤー(株)専務取締役 神代 明嗣 氏

北海道ガス(株)執行役員スマートエネルギー推進部長 栗田 哲也 氏

経済産業省資源エネルギー庁 小澤 典明

<コーディネーター>

フリーアナウンサー/(有)ボイスオブサッポロ代表取締役 橋本 登代子 氏

○詳細・申込方法

参加申込の方法等、詳細については、以下のURLをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/20171026/index.htm>

<担当：総合エネルギー広報室>



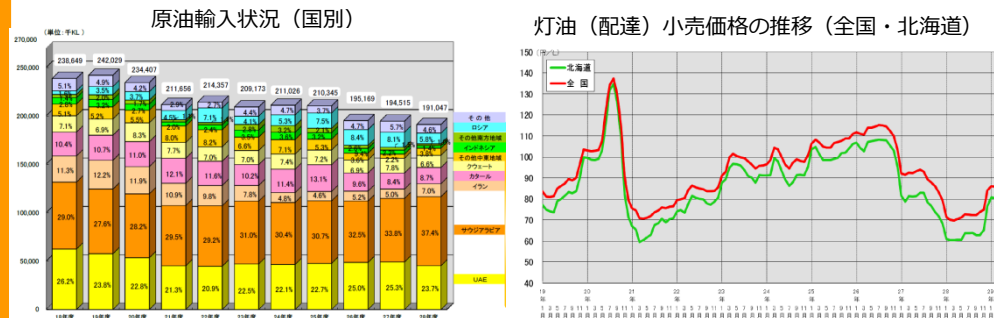
作家 川口マーン恵美 氏

「グラフで見る石油・ガス2017」を作成しました

経済産業省北海道経済産業局では、最新の石油需給・価格等のデータを図表で表した「グラフで見る石油・ガス2017」を取りまとめました。

本資料は、私たちの生活に欠かせない「灯油」や「ガソリン」、「LPガス」といった燃料の消費量や価格の動きをグラフで表すことで、全国と北海道のデータを簡単に比較できます。

【グラフの一例】



日本は、どの国からどれだけ原油を輸入しているかがわかります。

全国と北海道の灯油価格を比較できます。

「グラフで見る石油・ガス2017」は、以下のURLからダウンロードできます。

http://www.hkd.meti.go.jp/hokno/graph_oil2017/index.htm

また、北海道の灯油需要期である、10月から翌年3月までの間は、毎週、北海道の地域ごとの灯油価格を公表しております。詳しくは以下のURLをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokno/touyu/index.htm>

<担当：資源・燃料課>



2017年度冬季の電力需給見通しと電力需給に係る対応について

資源エネルギー庁は2017年度冬季の電力需給見通しの検証結果を取りまとめるとともに、2017年度冬季の電力需給に係る対応を公表しました。

【対応のポイント】

10年に1回程度の厳寒を想定しても、全エリアで電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しであり、**今夏に引き続き、国として特別の節電要請は実施しない方針。**

ただし、北海道エリアに関しては、

他電力からの電力融通に制約があることや、厳寒のため電力需給ひっ迫が国民の生命・安全に関わる可能性があることから、最大需要時に最大電源脱落（▲129万kW）が生じた場合の需給状況の検証を実施。結果、予備率3%（約16万kW）は確保できるものの、万全を期すために緊急時ネガワット入札等の追加的な需給対策を準備。以上のことから、当局では北海道と共催で「北海道地域需給連絡会（11月21日開催）」等を実施し、**無理の無い範囲で節電をお願いすること**としています。

（電力需給に係る対応の詳細については、以下のURLをご覧ください。）

<http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171024004/20171024004.html>

<担当：電力事業課>